

令和 8 年度新潟県臨時的任用職員（総合土木・行政事務）募集のお知らせ

令和 8 年 10 月 1 日

新潟県新発田地域振興局農村整備部

受付期間 令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 8 年 10 月 15 日（木）まで

面接日 令和 8 年 10 月 16 日（金）

●新発田地域振興局農村整備部で勤務する臨時的任用職員（総合土木・行政事務）を募集します。

・ 臨時的任用職員：

正規職員の産前産後休暇・育児休業等により代替職員が必要な場合などに期限付きで採用する職員で、原則として正規職員と同様の業務に従事します。

・ 勤務予定期間：令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知置ください。

1 採用職種・人数等

職 種	人 数	業 務 内 容	勤 務 場 所
総合土木 又は 行政事務	1 人	総合土木：土木事業又は土地改良事業に関する設計・積算、工事監理等 行政事務：土木事業又は土地改良事業に関する資料作成補助等	新発田地域振興局農村整備部（新発田市豊町 3-3-2）

2 応募の資格

（1） 資格又は免許等

職 種	資 格 要 件
総合土木	次の各号のいずれかに該当する人 ア 高等学校又は大学等で主として土木（工学）又は農業土木（工学）に関する科目を履修し、卒業した人 イ 1 級又は 2 級土木施工管理技士の資格を有する人 ウ 土木事業又は土地改良事業に関する設計・積算、工事監理の実務経験を有する人
行政事務	高校卒業程度の学力を有し、パソコンのワープロ・表計算ソフトを活用して表やグラフを用いた文書の作成ができる人

（2） その他

次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 考査の実施

(1) 考査当日の受付

日 時	受 付 場 所	住 所
令和8年10月16日（金） （※受付時間は別途 連絡します。）	新発田地域振興局 1 階 第 5 会議室	新発田市豊町 3－3－2

(2) 考査の内容

考査の方法	考査の内容
面接考査	臨時的任用職員として、職務への適性等について、一人ずつ順番に面接を行います。

(3) 受験にあたっての注意事項

- ア 当日は、受付時間までに受付場所においでください。遅刻者は受験できません。
- イ 受付後に宣誓書に署名していただきますので、黒色のボールペン等の筆記用具を必ず持参してください。

4 考査結果（合否）の通知

選考考査の結果（合否）は、令和8年10月下旬に郵送で通知します。

5 考査結果の情報提供

この考査の結果については、次のとおり情報提供を求めることができます。提供を希望する場合は、受験者本人が、合否通知書を必ず持参の上、直接提供場所へおいでください。なお、電話等による請求では提供できません。

提供請求 できる人	提供内容	提供期間	提供時間	提供場所
選考考査の 受験者	選考考査の 総合ランク	選考考査の結果（合否） 通知日から1か月間 （土・日、祝日を除く）	午前8時30分から 午後5時15分まで	新発田地域振興局 農村整備部庶務課

6 勤務予定期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

※代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知置きください。

7 勤務条件

(1) 勤務時間等

ア 勤務日	月曜日から金曜日まで
イ 勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（休憩時間：正午から午後 1 時まで）

（２）給料

学歴、勤務経験等によって異なりますが、大学新卒者（22 歳）の場合、概ね月額 230,000 円です。

（３）諸手当

ア 時間外勤務手当及び休日給を支給します。

イ 期末手当、勤勉手当、住居手当（借家・借間の場合に限る。）及び通勤手当については、勤務期間に応じて支給します。

（４）その他

臨時的任用職員は、地方公務員法又は地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき任用される地方公務員であるため、正規職員と同様、次のような行為は禁止されています。

- ・職務上知り得た秘密を漏らすこと
- ・許可なく公務以外の営利性のある事業に従事すること 等

8 申込手続

（１）申込方法	次のいずれかの方法により申込書類を下記（５）の申込先まで持参又は郵送してください。 ア ハローワークを通じて申込む場合 (ア)市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの (イ)ハローワークから交付される紹介状 イ 県に直接申し込む場合 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの ※ 郵送で履歴書を提出する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員選考考査申込書類在中」と朱書きしてください。 ※ 履歴書には連絡先の電話番号を必ず記載してください。 ※ <u>インターネットやメール等で直接申込を行うことはできませんので、必ず持参又は郵送で提出してください。</u>
（２）添付書類	総合土木に申し込む方で、「２ 応募の資格」の(1)ア又はイの資格要件により申し込む場合、「資格要件」を証明する書類が必要ですので、次のいずれかを必ず添付してください。 ・高等学校又は大学等で主として土木（工学）又は農業土木（工学）に関する科目を履修し、卒業した人 → 卒業証明書及び成績証明書（原本） ・１級又は２級土木施工管理技士の資格を有する人 → 資格免許証（写）又は資格を証明する書類（写）

(3) 申込受付期間	令和8年10月1日(木)から令和8年10月15(木)まで ※郵送の場合は、10月15(木)到着分まで有効
(4) 持参の場合の 受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
(5) 問い合わせ先 及び申込先	新潟県新発田地域振興局農村整備部庶務課庶務係 〒957-8511 新発田市豊町3-3-2 TEL0254-22-5105

9 考査会場案内

